

積算疑義申立制度の試行導入について

本市が発注する制限付一般競争入札について、開札後に積算疑義が生じた場合に積算疑義を解消したうえで契約を締結するために、落札決定前に金入り設計書（設計書鏡、総括情報表、積算内訳書）の閲覧と積算疑義の申立ができる積算疑義申立制度を試行導入しますのでお知らせします。

1 対象案件

制限付一般競争入札（総合評価落札方式含む）のうち土木工事、ほ装工事

2 積算疑義申立制度について

(1) 手続きの流れ

別紙「積算疑義申立制度の手続きの流れ」を参照のこと。

(2) 金入り設計書の閲覧及び積算疑義申立ができる者

入札に参加した者

(3) 金入り設計書の閲覧請求

開札日の午後4時から開札日より起算して3日目（市の休日を除く）の正午までに、工事担当課に金入り設計書閲覧申請書及び当該案件の保留通知書の写しを提出することにより、金入り設計書を閲覧することができます。

(4) 積算疑義申立

金入り設計書を閲覧しなければ判明しない積算疑義があった場合、開札日の午後4時から開札日より起算して3日目（市の休日を除く）の正午までに、本市の指定するメールアドレス宛に積算疑義申立書と積算疑義申立の内容を具体的に示す資料を提出することにより、申立をすることができます。なお、メール送付後には必ず契約課まで電話にて到達の確認を行ってください。

(5) 申立に対する確認結果の取扱い

積算疑義の申立があったときは、積算内容を確認し、確認結果を本市ホームページにて回答します。積算内容に誤りがあり落札候補者に変更が生じる等重大な誤りであった場合には、その入札を中止します。

3 適用開始日

令和6年4月1日以後に公告する案件から適用

4 その他

- (1) 上記のほか、積算疑義申立制度については、「姫路市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する取扱試行要綱（令和6年4月1日制定）」に定めるところによる。

<積算疑義申立制度の手続きの流れ>

